

レーザー等による脱毛機の現状と課題

サロン用レーザー脱毛機

1 現在の状況

(1) 経過

医療機関やエステティックサロンで使用されるレーザー脱毛機には現在明確な区分が無い状況にある。平成 13 年 11 月に厚生労働省から『レーザー光線又はその他強力なエネルギーを有する光線を毛根部に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為』を医師以外のものが業として行うことは医師法 17 条に違反する」という見解が出され、エステティックサロンが毛根部を破壊するような高出力のレーザー脱毛機を使って施術することに対し、医師法違反との判断が示された。

このような事態を受け、関係機関や業界内でもエステティックサロンにおけるレーザー脱毛で使用できる機器は、医療機関と明確に区別される必要があるとして対策の検討が始まった。

レーザー脱毛機は、全国のサロンで 3000 台以上の機器が導入されたと見られる

(2) 脱毛機器に関する取組

ア 日本エステティック研究財団（厚生労働省の認可団体）

「レーザー脱毛小委員会」を設け、医療でない分野（エステサロン等）でどこまでレーザー脱毛を行えるか、具体的には毛の再生機構を破壊せず、できるだけ皮膚等を傷めない方法を使ってどのように行なえるかといった、「医療分野以外のレーザー脱毛のあり方」について検討を進めてきた。この結果、平成 14 年 12 月 5 日に臨床試験のプロトコール(案)が示され、各メーカーの機器について臨床試験を行い、「毛の再生機構を破壊せず、副作用のない」レーザー等光を利用した脱毛機器もしくは出力レベルを調べることとなった。結果については近々示される予定である。

レーザー脱毛小委員会のこれまでの検討の中で
副作用がほとんどないこと（例 24 時間を越えて赤みが残らない）
発毛遅延効果が認められる
等を臨床試験により確認し、出力等の検討を行うとのことである。

イ 日本エステティック工業会

平成 15 年 3 月から、非会員を含む関連企業をメンバーとして「レーザーライト研究会」を組織し、平成 16 年夏頃を目途に、機器の能力等の基準を定めることにより安全を確保することを目指し、現在の動向を踏まえた機器の規格作りなど自主安全基準作りに取り組んでいる。

(3) 施術等のあり方に関する取組

ア 経済産業省

「エステティック事業における適正な施術の在り方に関する検討会」
(平成 13 年 12 月設置)

平成 14 年 3 月に報告書をまとめ、今後のエステティックサービスにおける適正なレーザー脱毛の施術の在り方の検討結果を報告した。

この中で、適正な施術を確保するためには、厚生労働省から示された考えを踏まえ、「業界関係者は、有識者や医師等の協力を得つつ、施術の安全性を検証し、施術者、利用者の双方に、施術サービス提供のガイドラインといった形で、適正な施術のあり方を提供していく必要がある。」と述べるとともに、業界自身が当事者として、サロンないし施術者向けに、施術サービスの具体的基準を検討すること、施術者の育成、訓練システムを構築していくことなどを提言している。

「エステティック産業の適正化に関する調査検討会」(平成 14 年 12 月設置)

平成 15 年 3 月の報告書をまとめ、消費者が適正なサロンを選択できるようにするためのサロン認定制度及び共通資格制度の創設とその認証組織「日本エステティック認証機構」(仮称)の設立を求めた。

これを受け、現在「日本エステティック認証機構」(仮称)の設立に向けた作業が業界団体の連携組織日本エステティック連合によって進められている。

日本エステティック連合は、次の 7 団体によって構成される業界団体である。
日本エステティック協会、日本エステティック業協会、全日本全身美容業協同組合、
日本エステティック工業会、日本全身美容協会、日本脱毛技術研究学会、
日本美容電気脱毛協会

イ 日本エステティック業協会

平成 14 年 9 月、現在進められている自主基準などの安全ルールが確立された後にレーザー脱毛サービスを実施すること。また、すでにレーザー脱毛を行っている場合には、消費者に危害を加えることのないよう万全の注意を払

うよう会員に通知した。

なお、平成 14 年にレーザー脱毛を行っていた脱毛サロンが摘発され、医師法違反の有罪判決が出たことにより、現在、新規にレーザー脱毛を始めるサロンはほとんど無い状況である。

2 協議会の対応（案）

現在、安全基準作成や安全確保制度構築の取組が事業者団体等で進められつつある。これらの作業が適切に進められるよう、必要な活動を展開していく必要がある

そのために「商品等の安全問題に関する協議会」においては、業界団体等の取組状況についてヒアリングを行い、より望ましい基準等の作成に向けて内容について検討することが望ましい。

家庭用レーザー脱毛機

1 家庭用機器の現状

家庭用レーザー脱毛機は、レーザー等光を利用した脱毛機のうち、通信販売や大型量販店等で一般消費者向けに販売されているものである。女性の美容脱毛に加え、男性のひげ剃り器に代わるものとして販売されている。価格も2万数千円程度から数十万円に及ぶものなど様々である。

レーザー等光による脱毛原理は、医療機関やエステティックサロンで使用されている業務用のものと変わるところは無い。

家庭用レーザー脱毛機は、一片の説明書だけで自らが脱毛行為を行うこととなるため、行為者は利用者自身であり、危害発生の危険を免れないと考えられる。

1999年～2003年の間に東京都消費生活総合センターに寄せられた家庭用レーザー等脱毛機に関する相談は7件あり、危害の内容はほとんどが火傷であった。顔に痕が残ると医者に言われたとの事例もあった。

2 協議会の対応（案）

家庭用機器の安全については、業務用機器が、エステティック関係機関等により安全基準作りや施術者教育等、安全確保の取組がはじまっているのに比べ、個々のメーカーの判断に任されている状況である。

本協議会では、家庭用レーザー機器の使用実態、製造販売者の自主安全対策等の有無、安全に関する考え方等を確認し、必要な安全策について検討することが望ましい。